農委告示第７号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の２第２項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の３の規定により、和歌山県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和８年１０月９日

岩出市農業委員会　会長　岸谷忠彦

記

１　共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃の相手方
岩出市北大池字大坪４番	田	629	使用貸借	水田	告示の日	10 年	公益財団法人和歌山県農業公社
岩出市北大池字村前 183 番１	田	1,111	使用貸借	水田	告示の日	10 年	公益財団法人和歌山県農業公社
岩出市北大池字村前 184 番	田	529	使用貸借	水田	告示の日	10 年	公益財団法人和歌山県農業公社
岩出市北大池字村前 185 番	田	1,025	使用貸借	水田	告示の日	10 年	公益財団法人和歌山県農業公社

２　この公示は、１の共有者不明農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

３　当該共有者不明農用地等について、１及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

４　当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して２か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は３に掲げる事項について異議を述べることができる。

（１）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

（２）当該農用地等の所在、地番、地目、面積

（３）当該申出の趣旨

５　不確知共有者がこの公示があった日から起算して２か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の４の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。